

子ども総合計画の進捗管理について

1 子ども総合計画の進捗管理について

子ども総合計画の進捗管理にあたっては、毎年度、事業計画で掲げた事業の実施状況や目標数値に対する達成度を把握し、その状況を「大阪府子ども施策審議会」に報告するとともに、実施状況等について公表します。

2 子ども・子育て支援法に基づく都道府県計画（事業計画第3章）の進捗管理について

子ども・子育て支援法に基づく都道府県計画（事業計画第3章）については、毎年度、計画で掲げた目標数値に対する達成度を把握し、その状況を「大阪府子ども施策審議会」に報告するとともに、実施状況等について公表する。

また、子ども・子育て支援法第19条第1項の規定による認定を受けた保護者の認定区分ごとの人数が、計画に定めた当該認定区分に係る教育・保育の量の見込みと大きく乖離している場合には、適切な基盤整備のために計画の見直しを検討します。

3 子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく都道府県計画（事業計画第4章）の進捗管理について

子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく都道府県計画（事業計画第4章）については、毎年度、計画で掲げた事業の実施状況や目標数値に対する達成度を把握し、その状況を「大阪府子ども施策審議会」に報告するとともに、実施状況等について公表する。

【参考】子ども・子育て支援法に基づく基本指針（抜粋）

「子ども・子育て支援事業計画の達成状況の点検及び評価」

法の施行後、法第十九条第一項の規定による認定を受けた保護者の認定区分ごとの人数が、二の二の（一）又は四の二の（一）により定めた当該認定区分に係る量の見込みと大きく乖離している場合には、適切な基盤整備を行うため、計画の見直しが必要となる。このため、市町村は、法第十九条第一項の規定による認定の状況を踏まえ、計画期間の中間年を目安として、必要な場合には、市町村子ども・子育て支援事業計画の見直しを行うこと。都道府県においても、市町村子ども・子育て支援事業計画の見直し状況等を踏まえ、必要な場合には、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の見直しを行うこと。なお、この場合において見直し後の子ども・子育て支援事業計画の期間は、当初の計画期間とすること。